議案第７５号

羽生市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

羽生市子ども医療費支給に関する条例（昭和４８年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（受給資格の登録等） 第５条　（略） ２・３　（略） ４　受給資格者は、その子どもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等において国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等によりその子どもが被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、受給資格証の提示又は規則で定める方法により子ども医療費の受給資格者であることの確認を受けなければならない。	（受給資格の登録等） 第５条　（略） ２・３　（略） ４　受給資格者は、その子どもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等において国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等によりその子どもが被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。

附　則

この条例は、令和９年２月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子